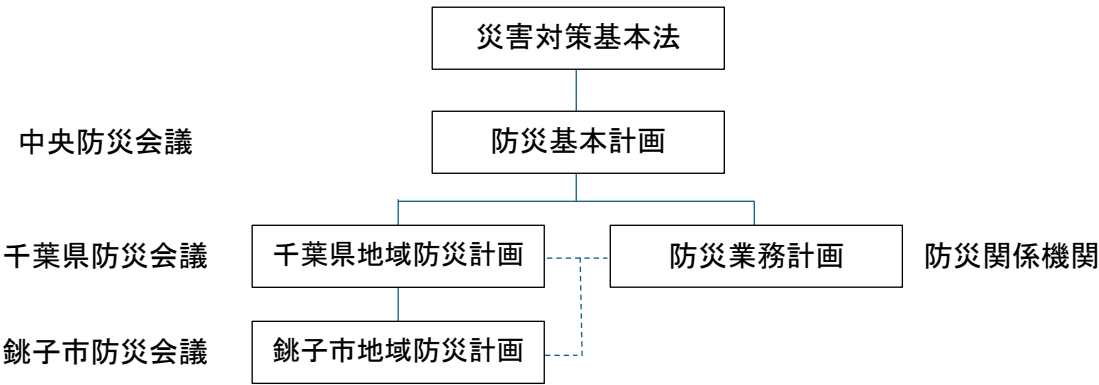


銚子市地域防災計画修正の概要

1 計画の位置付け

銚子市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定により、国の防災基本計画や千葉県地域防災計画と連携し、地域防災に係る総合的な対策を定めた計画です。



2 修正方針

近年の災害対応の教訓や関係法令の改正を受けた国の防災基本計画及び千葉県地域防災計画との整合性を図るとともに、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の新設も含め、銚子市地域防災計画を修正しました。

3 主な修正事項

(1) 関係法令との整合

ア 災害対策基本法の改正に伴うもの

緊急通行車両等の事前届出制度が廃止となりました。また、災害発生前の確認手続きが可能となり、緊急通行車両に該当すると認められるものについては標章及び確認証明書が交付されることになった旨を明記しました。

イ 災害救助法の改正に伴うもの

被災住宅の応急修理が「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」と「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」に区分されたことから、これらの対象者を明記しました。

ウ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策特別措置法によるもの

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策特別措置法に基づく防災対策推進地域に指定されたことから、後発地震への注意を促す情報が発表された場合の防災対応等を明記しました。

(2) 上位計画等との整合

ア 防災基本計画との整合

- ・立地適正化計画により、都市のコンパクト化及び防災まちづくりを推進する際は災害リスクを十分考慮するとともに、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとされたことから、土砂災害に対するリスクの評価を踏まえ、土砂災害に強い土地利用の推進に努める旨を明記しました。
- ・避難所の効率的な管理のために、避難所内のレイアウト図・利用計画の作成や車中泊避難スペースの設置など車中泊避難者の支援策の検討に努める旨を明記しました。
- ・円滑な受援のため、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定してホテル・旅館、公共施設の空きスペースなどの活用可能な施設等のリスト化に努める旨を明記しました。

イ 千葉県地域防災計画との整合

- ・児童生徒等への防災教育の充実を図るため、教育機関において、家庭や地域の消防団員等と連携し、防災に関する教育の充実に努める旨を明記しました。
- ・要配慮者支援策として、避難所の高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下防止等のため必要がある場合は、「千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定」による千葉県災害福祉支援チーム（DWA T）の派遣を県に要請する旨を明記しました。

(3) 市の取組等の反映や見直し

- ア 地震・津波発生時の職員の動員・配備基準の見直し
- イ 災害協定の拡充
- ウ 施設名称の変更
- エ 指定避難所と指定緊急避難場所における災害耐性の変更
- オ 備蓄場所の追加 など

(4) その他

- ア 気象庁からの発表情報及び発表基準との整合
- イ 津波に関する避難指示の発令基準の目安を明記
- ウ 風水害時の警戒レベルと居住者等の行動を明記
- エ 風水害時の避難の種類及び発令基準を見直し
- オ 土砂災害警戒区域の追加指定 など